平成21年 (仮称)自治基本条例検討連絡会議 会議概要記録

平成21年7月22日 新宿区議会

辻山座長 定刻前ですけれども、おそろいになりましたので、第16回の検討連絡会議を始めます。 では最初に、連絡会議の事務局からきょうの資料について説明をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局から本日の配付資料について御説明させていただきます。

まず次第をめくっていただきまして、資料 1、条例に盛り込むべき事項:三者案比較表になっております。こちら、同じフォーマットのものが 2 枚つづられておりますが、下のページが前回の検討連絡会議時点のものということで、三者から出ています盛り込むべき事項案を一覧にしたものです。その時点におきまして、修正が生じているものについてはアンダーラインを引いております。例えば、15回検討連絡会議の資料につきましては、行政案の基本理念・基本原則のところの住民の福祉のところが修正された箇所としてアンダーラインが引いてあります。

1枚目を見ていただきますと、16回検討連絡会議ということで今回修正した箇所としまして、議会案の用語の定義の箇所、それから行政案の用語の定義の箇所につきまして修正が生じたということでアンダーラインを引いてあります。今後修正が生じた場合につきましては、随時この様式で会議資料として配付していきたいと思っています。過去のものを見ると、その履歴についてもこのシートを使って管理していきたいと思っております。

次に、資料2、区民・議会・行政検討項目一覧になっております。こちらは、以前資料としてお配りしているものですが、新たに左側に区分というものを設けました。Aから2ページ目のJまで区分が振られております。こちらの区分と先ほど資料1の右上上段部分の区分Aが、関連がとれるような形で同じ区分を振っております。今後、この項目一覧と三者案比較表で変更箇所、それから項目補正についての対応表ということで管理していきたいと思っております。

続きまして、自治基本条例に盛り込むべき事項、議会案、区民の権利と役割が資料3配付資料になっております。

続きまして、自治基本条例に盛り込むべき事項、専門部会案、区民の権利と責務につきまして、 資料4として配付しております。

そして最後になりますけれども、資料 5 は検討連絡会議開催概要ということで、第15回、 6 月 25日開催されました前回の検討連絡会議の開催概要ということで配付しております。

配付資料につきましては以上です。

辻山座長 ありがとうございました。

前後いたしましたけれども、本日2人の方が傍聴にお見えでございます。和田博文さんと寄本勝美さんであります。寄本勝美さんというと御存じの方も当然多いと思いますが、早稲田大学で長らく教鞭を取っておられる大先生でありまして、私にとっては大先輩というよりも恩師に近いような立場の方でございまして、大変、きょうは困惑しかつ緊張しておる次第でありますので、ちょっといろいろ御容赦をいただきたいと思います。

さて、それでは議題に入りますけれども、次第を見ていただくとおわかりのように、きょうは3つのことを扱うことになります。1つは、今資料の説明でございましたけれども、変更点があるということで、条例の基本的考え方、前回議論したことについて変更についての御報告をいただき、議論があればやっていただく。それから2つ目は、きょうの主たるテーマですけれども、住民(区民)の権利と責務について、それぞれの検討状況を報告していただき、そして意見交換をするということであります。そして最後の課題は、今後この会議をどういうふうに持っていくかということでありまして、1つは検討の順番をどう考えるかということと、それから、そろ骨子案のイメージ、前回少し頭出しで理念型でいくのか、もっと具体的な効果のあるもの、そろ骨子案のイメージ、前回少し頭出しで理念型でいくのか、もっと具体的な効果のあるもの、それに力を持つ条例をつくっていくのか、その場合に条文案までここで詰めていくのか、それ、それこそ骨子として方向性だけをきちっと示すということでいいのかというようなこと。3番目には、そのような骨子案をどの場でつくるか。つまり、ここの平場でつくっていくのか、あるいは、これは仮ですけれども起草委員会のようなものを三重屋を重ねることになるのでどうかとも思いますが、それが必要なのかどうかということについて議論をしていただくことにいたします。

それでは早速、条例の基本的考え方、前回総則のところで扱いましたこの問題について、それ ぞれ議会のほうと行政の側からの変更が提案されておりますので、紹介をお願いいたします。行 政のほうから。

藤牧委員 専門部会の委員でございます藤牧でございます。

お手元の資料で、三者比較表で第16回検討会090722という符番がある1枚目でございます。

前回の後、専門部会を数回開きまして、いろいろ議論をしてまいりました。まず目的のところですが、具体的にどこをどう修正ということではないんですけれども、行政案の目的が(1)(2)(3)とあって、(1)から(3)をもって な都市を実現することを目的とするということで、この目的がどうもちょっとわかりづらい、構成が複雑ではないかという議論がありました。今後、もう少し明確な形で絞っていきたいと考えてございます。今回は特に文言の修正はございません。

それから、2番目の箱の中の用語の定義でございます。区民の定義のところで、これは前々回、その前からちょっと御指摘いただきました区内にというのが間投詞としていろいろとかかってまいりましたのでそれを整理したということで、区内に住所を有する人、働き学ぶ人、地域活動を行う人。それから として、区内で事業を営む事業者、活動する地域活動団体とさせていただいております。その後の議論の中で、前回に少し土地所有者とか、その土地に利害関係を有するものをどういうふうに落し込むかという議論をいたしました。都市計画法とか地区計画の意見提案、まちづくりのハードな部分については、区内に土地を所有するもの及びその土地に利害関係を有するものが意見書を提出するとか、そういうようなことを具体的に定めてあります。従来の とで無理無理そこも読み込んでしまうという言い方をするのか、もう少しこの辺のところを明確にしておいたほうがいいのかという議論がございました。これについて結論はまだ出ておりません。そういうことで、この部分を変えさせていただいたところでございます。

それから、基本理念と基本原則でございますが、(1)の自治の目指すものというところで、前回、前々回も、住民福祉という言い方と区民福祉という言い方で、その辺のとらえ方の角度が、だれのためという角度で今まで私どもも議論してきたんですが、むしろ、だれのためということよりも何のためという議論をしていったほうが有効ではないかということで、具体的には文言は変わってございませんけれども、今後修正の可能性があるということでございます。

それからあと、位置づけのところは基本的には前回の議論を振り返って一定議論をいたしましたけれども、このとおりということでございます。

したがいまして、修正箇所につきましては今日時点では区民の定義というところでございます。

辻山座長 ありがとうございました。

それでは、引き続き議会のほうをお聞きしましょう。

根本委員根本です。

議会のほうは用語の定義のところの 住民、 区民というところを変えました。前回は 区民、区民等、 事業者、 協働ということで載せていたんですけれども、前回の報告のときに、これ 1 年半前の議論で、最初に区民と区民等をどう分けるのかということを前提にして議論をしたので、2 巡目で変わる可能性もありますということでしたが、この前の議論を受けて 2 巡目の議論に入りまして、そこで 住民、区内に住所を有する人ということで起こしました。 区民については、前回区民等ということで、区民は人、それから区民等は事業者、活動する団体ということで団体と分けていたんですけれども、この後の議論の中で区民の責務、区民等の責務という議論の過程でそうだったんですけれども、ことさら分ける理由がないということで全部区民に統ししました。住民というのは、当初は住民基本台帳法ないし地方自治法で住民の定義ははっきりしているから、ことさらにここで住民を起こす必要はないのではないかという議論が大勢だったんですけれども、31万住民と80万あるいは働き学ぶ人の区民というのを全部一緒にするということで、住民という項目を起こしました。そのほかは全部同じです。

辻山座長 ありがとうございました。

いかがでしょうか。御質問などあったらまず出しておいていただいて、どうぞ野尻委員。

野尻委員 行政からの表でございますが、基本理念の基本原則の中の(1)自治のめざすものの住民福祉という住民ですけれども、新宿区基本構想が2007年に提出されまして、区政の運営では、特に区民として広い概念で住民もとらえておりまして、そこでは基本理念で特に区民が主役の自治をつくります。また、一人ひとりを人として大切にする社会を築きます。次の世代が夢と希望を持てる社会を目指しますと規定しております。一人ひとりを人として大切にする社会を築きますの中に、区民一人ひとりが互いの多様な個性を理解し合い、認め合うとともに、地域の一員としてともに生きていく福祉社会を築きますとうたってございますので、ちょっと住民では後退と

いいますか、違和感を感じております。

辻山座長 なるほど。行政のほうは今のは伺っておくだけでいいですか。まだ、これはそれぞれ、例えば議会のところと横に突き合わせるという作業には入っていませんので、そういう意味では議会のほうは今度住民というふうに分けた意味というのは、かなり今のお話との関連でも重要になってくることになりますので、将来的にはそこを全体でどういうふうに設計するのかということになろうかと思います。大変貴重な情報をありがとうございました。

そのほかはどうですか。

いいですか。一々これで決定しますよとか多数決をとらないので、形としてはこのように、先ほどちょっと資料5で御紹介があったように、そのときの議論でどんなことが提案されておおむねそういう方向だという記録をつくりながら、そしてきょうの修正表のようなものを積み上げていくということをやっていかなければいけないだろうと思っておりますので、きょうのところはほかになければ。

どうぞ、高野委員。

高野委員 議会の住民と区民と今回分けていただいたということで、いいがかりをつけるわけではないんですけれども、意見として。例えば、自分たちの区民サイドにおいては住民という位置づけを、ただ納税者とか住民票があるとか、区内に住所を持つということでやると、例えば3カ月前に人がそこに移って住民票を移せば、もうそれで住民だということで、結局既定ということが生きてきてしまうと、それが住民ということによって、住民だからということで例えば権利が発生してくるというのを懸念しようという話し合いは実はしていました。だから、ちょっと今そんな意味で区民サイドにおいては検討というか、まだ答えを出すまでに至っていないので、ちょっと我々も慎重に考えたいと思っていますというだけです。

辻山座長 どうぞ、樋口委員。

樋口委員 今のこととちょっと関連して質問です。

議会のほうで、今まで区民とくくっていたものを 、 という形で住民ということを一つ強調されたという経過を改めてお聞きしたいのと、あと私の理解が達していないのかもしれませんが、行政のほうで住民福祉というところを、だれのためというよりもむしろ何のためということを考えたいとおっしゃったことが、もうちょっと御説明をいただければということと、とにかくこれは今後の課題で、まだ住民福祉なのか区民福祉なのかどうかわかりませんけれども、そういうことをとりあえずここはこういうふうにしておいて、これから何のためということを考えていく中で考えたいということなんでしょうか。ちょっとよくつかめなかったので、すみません。

辻山座長 それはどうですか。それはいいですか。

藤牧委員 だれのためというか、何のためということの経過なんですが、自治の仕組みの基本的な原則をこの条例で決めましょうといった場合に、だれか特定のある層だとか、だれかのためにそういう仕組みをつくるということではなくて、むしろこの新宿区の中にどういうような地域社会、その下に書いてある基本理念のところでも触れてあるんですが、例えば持続可能なとか、個人の自由と尊厳が尊重されるとか、そういうような地域社会。その場合に、福祉がもちろん重要でございますけれども、その場合の福祉というのも福祉が充実していく。そういう地域社会で、それを支える仕組みとしてこの条例があるのではないかというとらえ方をしたほうが、むしろ生産的な議論ができるのではないかということで議論したということでございます。

辻山座長 いいですかね。議会のほうにもちょっと質問がありましたが。

根本委員 私ではなくいろいろな人が本当は話したほうがいいんですけれども、とりあえずまとめたところということですので。今後の項目の議論の中でいるいろ住民と区民の差別なり区別なりがそう出てくるわけではないと思っているんです。例えば住民の権利と責務、区民の権利と責務と分けることはないということです。ただ、住民投票ということで住民が項目としては出てくるということが一つ。それから、今までの議論の中で31万住民が80数万区民あるいは働く人、あるいは350万の来街者も含めてまちづくりということをもっとよく考えなくてはいけないのではないかということで、31万新宿区に住んでいる私たちの視野をもっと広めていこうということなん

かの議論もずっとあったんですね。

それで、用語の定義のところで言えば、今までは住民基本台帳法で住民の定義ははっきりしているということだから、ことさらに法律ではっきりしているものはわざわざここに入れる必要はないんではないかということで入れなくて、区民と区民等というこの2つの議論を随分やってきたんですけれども、区民と区民等という分け方は必要ないんではないかという議論の中で区民で一本化したということと、しかし、区民の中でやはり区内に住所を有する人とその他の区民というのも一本で全部区民ということだけでは、今まで言ったニュアンスから言えば住民という項目も用語の定義としても明記しておいたほうがいいのではないかという流れに落ち着いたということだと思うんですね。

辻山座長 これは、基本条例の最後の章まで引きずっていくことになりそうですので、まだ結論は出しませんけれども、住民という言葉は一応よけておいた場合に例えばどうやって区別するかというと、選挙権を有する区民はとやると外国人区民が排除されるとか、そのときには住民といえば外国人区民も入るというような、そこら辺も含めてきちっとした枠組みでやらないと、それを読んだ人がこれは私にも責任があるんだ、あるいは権利があるんだといったときにそごが発生するような条例をつくってはならないと思いますので、ずっとこれ気にしながらやっていきましょうね。

ただ、Aの分野についてはそろそろ議論を改めてやることになるかどうかということがありますので、御注意だけ申し上げておきますと、それぞれ、例えば行政の中にも区民の定義というふうに区民という言葉を使い、そして基本理念のところには住民自治と違う言葉を使っている。これは説明が必要だと思いますし、同様にして議会のところにも住民と区民を分けたということは一つきょう報告がありましたが、しかし理念のところでは市民主権ともっと広い概念を使っているということ。同様に、区民検討会議のほうも区民を今のところは基本にして、その都度定義を分ける事態になったときに議論し合おうということですが、理念のところでは住民自治という四文字熟語がそのまま使われているということで、Aの分野についてだけでも早急にそこら辺の調整を図っていくことを意識しておいていただきたいと思います。

この修正部分についてはよろしいですか。はい、どうぞ。

久保委員 専門部会の委員が親切に報告をされたと思うんですけれども、目的の部分と基本理念・基本原則の部分についての内部での検討成果を報告された、そういうことを考えているので、これがもう確定ではありませんと報告されたんですけれども、親切でありがたいとは思うんですが、そこをここに報告されると、専門部会の皆さんの論議の中に僕らが入っていくことになるんですね。やはりそれは確定したときに報告していただきたいと思います。そうでないと、僕らが区民と議会委員が皆さんここで論議したら、議論をまとめるところへもう入っていってしまうことになりますね。だから何も言わないんですけれども、僕はできるなら、やはり線が引かれるようなことをきちんと報告していただかないと、それについて意見が言いづらいと思っています。親切なのはよくわかります。

辻山座長 はい。ぜひ、そのような方向でお願いします。 では、第1の議題はこれでいいですか。 はい、どうぞ。

久保委員 住民をつくり出したのは、まず簡単に区民等という等というファジーな言葉をこういう基本条例では使うのはよそうというところから始まりました。そして、区民の中に全部入れてしまったときに住民が持っている住民登録をしなければいけない義務、選挙をしなければいけない義務、もう一つ納税しなければいけない義務、この3つは住民という人たちだけに持たされている法律上の義務なんです。それとほかの人とは全く違う。これが現実の法治国家での形ではないか。それを否定してしまって区民の中に全部ぶっ込んでいいのかということが議論のもとなんです。あとは皆さんで補てんをしていただければと思います。

辻山座長 どうですか。ほかの方いいですか。

例えば、これはどなたに教えてもらうといいんでしょうか。市民の権利の1つに公の施設の利用権というのがあって、公の施設を利用するときに差別されないというのがあるでしょう。あれは自治法だから住民と書いてあるんですかね。公の施設の利用権を法律で定義されているような住民に限ったら物すごく狭くて、こういう大都市では全く役に立たないということになりますよ

ね。一応そういうことを視野にということですけれども、解釈としては結構住民とかたく考えているような気がしてならなくて、そんなこともちょっと留意していただいて、主要な解釈目として読んでいただけると助かります、ちょっと私がサボってすみません。どうぞ。

久保委員 もう一つすみません、さっきの住民の問題ですけれども、これは僕の意見になります。 討議したわけではないんでけれども、先生が言われたように住民自治の住民と議会がはっきりさ せてきた住民等の混同みたいなのを整理しなければというんですけれども、僕は住民自治の住民 というのは権力に対する市民というのがあると同じように、行政とかそういうものに対して国民 や県民や都民や区民という押しなべた行政に対する傍らにいる住民という意味の住民自治であっ て、僕らがここで定義する住民とはちょっと違うと思っています。ほかの人はまだわかりません けれども、僕はそう思います。先生がそういうふうに言われたので。

辻山座長 そこら辺がちょっとね。そのような議論がありましたよということを一応それぞれ記憶していただいて、これからの議論にぜひ思い出しながら生かしていただきたいと思いますが、これはいいですか、先へ進んで。どうぞ。

野尻委員 住民自治という言葉は団体自治に対してと私は理解しておりまして、地方自治の本旨、 住民自治と団体自治を学んだときに、区民自治も住民自治ととらえていいかなと思うんですけれ ども、いかがでしょうか。

辻山座長 ええ。まさにおっしゃるような意味で、区民検討会議のほうで区民とおっしゃってい ることをそのまま住民自治の中に含める、あるいは置きかえるというのは、今の久保委員の発言 ともそう変わらないと思いますね。ただ、どうでしょうか。理屈を申し上げてなんですけれども、 地方自治の本旨を住民自治と団体自治で説明するというのは、もはや今は古い議論になりつつあ って乗り越えられようとしている。つまり住民自治、これ車の両輪とか説明されてきたんですけ れども、住民自治のないところに団体自治だけあって何の意味があるのという議論もありますの でね。だから、その言葉を従来の通説のままに使っていくのかどうかということも一度議論する 必要はありそうだなという気はしますね。最近の論文ですと、住民自治・団体自治と並べて書い たら、それだけでもうその先は読まないとかいう風潮も実はあるんです。ですから、その辺も含 めて少し私も勉強してみようと思いますけれども、例えば九州大学の木佐茂男教授は全国の基本 条例のつくりぐあいをウェブ上で監視していまして、おとといも何か書いていたようですけれど も、私のところでは住所登録をしていないけれども土地所有者は市民として入れたとか、そうい う問題提起をウェブ上で始めておりますので、それにできれば耐え得るような水準のものにして いきたいと思っておりますので。大変、そういう意味ではきょうはたくさんの問題提起をいただ いて、それをどうやって条例の中に落し込んでいくか、表現していくかという重い仕事を皆さん と同様に負ったという感じはちょっとしていますね。

ほかはいいですか。

それでは、思い切って2番目の議題へいきましょう。

これがきょうの主たるテーマですけれども、今話に出た早速、住民(区民)としかもう書きようがないというような、(住民)区民の権利と責務について、それぞれの部会で検討されてきたことを御報告いただき、そして皆さんで討議しようということであります。

それでは慣例によって区民検討会議のほうから。

高野委員 一応、私が総体的な、余り長い話はしませんが、その後、一応4つの班に分かれまして、1つの班の例示を出して、そのほかで自分たちが携わった班ではこうだったという話をちょっとつけ加えていくという形をとりたいと思います。

今ここにおいては区民の権利・責務・役割とか、その辺の流れで話し合いがありました。入る前に自分たちのグループとしてはどういう形で考えていくかというと、義務に触れないとか。したがって、それに対する権利にも触れないとかいう基本的な考えとか、あるいは単純に権利と責務の2項目は分けられないのではないかということでそういう話が出たり、あとは最終的に住民は主張する権利・義務があるんだという委員もありましたが、大きな意味で区民としてそれを考えていくということが今回の各班のまとまりの一つであるという大まかな話だけさせてもらいました。

辻山座長 そうすると、その他の班で。

野尻委員 その他の班として口火を切らせていただきます。

私の班では、初めに区民と住民ということで相当議論をいたしまして、やはり区民検討会議の委員の方にも大変濃い住民ということにこだわるという言い方はおかしいんですけれども、やはり、より強い権利を与えようと、当然また強い義務も生じるわけですけれども、いわゆる区民の方とは違う住民に対しての対応をしたいという声も結構強くあります。私の班の中にもそういう方もいらっしゃいまして、とりあえずは権利と責務・義務に分けてそれぞれ考えてみましょうということになりました。考えながら区民と住民をどのように分けていくかということにいたしました。

まず権利ですけれども、情報の共有です。私の班のをそのまま読ませていただきますと、個人情報等特別なものを除きすべての情報を共有できるということです。区議会及び執行機関が保有する情報を共有できるということです。次に、生命・身体・財産にかかわり安全と安心の生活が保障される。この安全と安心の生活の中には環境も入ってくるのではないかということでございます。次に、伝統ある文化等の保全と継承を求める権利を有する。行政のサービスを受ける権利を有する。次の、区政全般に参画する権利を有するの区政全般に参画する権利は、区民であっても特に区政の総合計画等重要な策定に参画する権利は住民にあるのだという声も強くて、この辺はまだ時間の関係で結論は出ませんでした。あとは、議会及び議員の活動にかかわり報告、改善等を求める権利を有する。また、行政全般について住民は苦情を言い回答を求める権利を有する。この2つの権利につきましては、これも住民・区民の特にその整理ができませんでした。

それから、特に基本的人権が侵されることがない権利につきましては、初めに区民の基本理念、新宿区は人権を尊重し一人ひとりを大切にする区政を行うとうたってございますので、特に権利ということでは考えないようにしようということではなかったんですけれども、出ませんでした。責務につきましては、環境の保全と創出する責務を負うということでございます。それからあと、区政への参画に伴って自己の発言と行動に責任を持たなければいけないという責務を生じるかと思います。行政サービスに伴う税負担の義務がある。それから文化財を保護し後世に引き継ぐ責任を負う。次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努める。このようなことが時間切れでちょっと議論ができなかったところでございます。特に住民投票ということはどなた様も押さえていまして、住民の権利ということは理解しているつもりでございます。

あとよろしくお願いします。

辻山座長 その他の班はどなたか。樋口委員、どうぞ。

樋口委員 私の班で、今野尻委員がおっしゃらなかったことでちょっと加えることが二、三あります。人権の尊重というのは、こちらの班ではあえてここでは触れないということでしたけれども、私どもではすべての区民は人権を尊重される権利を有する。それとともに互いに人権を尊重しなければならない責務を有するということで、これについては両方のことがあるということが出ました。

それからあと、責務のほうで区民は出所、生まれとかいう意味の出自のいかんにかかわらず地域社会のルールを守る責務を有する。これは多分いろいろなこだわりがあると思いますけれども、そういうことが1つあります。

それからもう一つですけれども、区民は区政に参画し協働する権利を有するということで、これはあんまり班の中で議論にはなっていないんですが、ちょっと私の個人的な意見も入ってのことで入れてあるんですけれども、区政に参画する権利というのはよく言われることで当然だと思うんですけれども、それからまた一方で協働というのは権利というよりも、ちょっと責務に近い形で協働するということが使われてきたかと思います。だけど、やっぱりそれは協働して区政に参画していくことも権利であるということを、昨今の協働という概念を少し弱くなっていることを考えて、それは権利ではないかということも入れたいということでここに入れました。それは、今回の議会のところでは区民の権利として区政に参画し、協働する権利を有すると入れていらっしゃるのを見て、同じような意味で使われたのかどうかはちょっと後でお聞きしたいと思ったことです。

以上3点が今の野尻委員の班に加えたところです。

辻山座長 ありがとうございました。 その他の班では。 高野委員 私のところは区民の権利と責務と役割という形で3つに分けました。

今まで出ていなかった役割は、区民は公共サービスを担うとともにコミュニティ形成に参加する役割がある。区民は自主的に地域活動に参加する役割があるというところが、役割として入りました。

それとあと、区民の権利ということで、ここでは住民というワードが2つありまして、1つは 先ほども出ましたが安心して子育てができ、平等に教育を受け、安心して老後を過ごす権利があ るというところの住民ですね。

それからあと、住民という形で(町会・自治会及び地区協議会)がまちづくりと区政への参加 する権利があるとともに、議会に対し提案する権利があるということがほかのところと違うと。

それから、余り言ってはいけない部分なんですが、区民は平等に働く権利があるという言葉がありました。それと一つ、在住資格を有さない区民はみずから主張、一切の権利はないという意見もありました。ちょっときついんですけれども。

あとは、もう一つ関連しているんですが、区民は遵法とともに日本の慣習と伝統文化を守る責務がある。これは区民の権利を受けて一応そういう形で述べました。

あとは、公序良俗に反しないというところが、外国人にも日本人にもルール的なものを守れという意見がありました。

一応そんなところです。

辻山座長 はい。

斉藤委員 私の班ではないですが、ほかの班のデータもありますのでちょっと発表させていただきます。

区民の責務として、区民は子どもの権利を尊重し健やかに育つ環境を整備する責務があるというのが出ていました。

それと、区民の責務として、区民は本条例を尊重する責務を有するという意見もほかの班で出ていました。

辻山座長 班の報告は大体そんなものですか。

高野委員 作業的には一応これをまとめましたので、日曜日の午後に臨時運営委員会を開きましてちょっとサドンデスでやろうかということで招集がかかりまして、これがまとまるまで帰れないということで頑張っています。

辻山座長 なるほど。区民委員のほかの方の追加意見などはいいですか。

さて、どうしましょう。記憶が薄れるから今やっておいたほうがいいか、三者それぞれ聞いてしまったほうがいいかと思いますが。ただ、区民検討会議のほうはかなり詳細な情報も含めてでありますけれども、一応検討の過程という中で主要にこういうことが今話し合われているということのようでしたので、議会からやっぱり先にそれぞれ出していただきましょう。

議会のほうから。

根本委員 我々もいろんな議論があったんですよ。よその自治基本条例を見ても事細かくいろいる載せているところもいろいろありますからね。そこで最初の基本理念条例にしようということもあって、だれにもわかりやすい条例をつくっていこうということで、大事な問題に絞り込んでいこうということで4つになったという経過ですね。

それで、区民の権利ということと区民の役割と私たちのところはなっているんですが、さっきの絞り込んだというのと、だれにでもわかりやすいということで、責務という言葉は行政用語ではないのかと。権利と義務というならわかるけれども責務だから、もうちょっと柔らかいわかりやすい通りのいい言葉がないかということでいろいろ議論して、近いのはやっぱり役割ではないだろうかということで、責務という言葉は使わないで役割という言葉にしました。ですから、多分この後も権利と役割という言葉になって、議員のところだけ責務と。自分のところだけはきちんとやっていこうということでそういうふうになっているんですが、そういうことで役割という言葉にしているのはそういうことだと御理解いただければと思います。

その絞り込んだ結果、区民の権利については政策を提言する権利を有する、行政のサービスを 享受する権利を有する、区政に参画し協働する権利を有する、情報を知る権利を有するという4 つと、区民の役割については、区民は主権者としての権利を相互に尊重すること、行政サービス への応分の費用負担をすること、 事業者は地域社会と協調し区の発展に寄与するよう努める。特に、ここの に事業者はと入れたのは、事業者の社会的な役割あるいは責務に近いようなことになるんでしょうけれども、そういうことは事業者にはきちんと自覚してもらおうと。もちろん我々もそうですけれども、そういうようなことで、ここは事業者はということで1項起こしました。

議論の過程ですけれども、L&Gも新宿区内だったんですね。衝撃的だったんだけどテレビに映ったら新宿五丁目だったということもあったりして、やっぱり事業者についてはきちんと地域社会に協調するということも入れ込んでいこうということで。

あとは多分この4つ、区民の権利については大体皆さんと同じというか、中身については御理解いただけるような中身だと思うんですけれども。

とりあえず以上です。

辻山座長 議会のほう、補足的な御意見ございますか。いいですか。 それでは行政のほうの案をお願いいたします。

藤牧委員 行政の専門部会案でございます。相当いろいろ議案があったんですが、結果から言う と至ってシンプルな形になってございます。

まず、区民というのを非常に広くとらえている前提があるということと、例えば憲法ですと第3章の中に10条から40条にかけて国民の権利と義務、義務は非常に少ないんですけれども、権利が基本的にいろんなことを定められている。それからあと、それぞれ個別の法律で例えば自治法とか、そういうところで権利とか義務というものをうたっている。そういうところにないようなものについて、まず1つは入れるべきではないかということで、全部精査したわけではありませんけれども、共通認識としてここにありますように区民の権利としては区政に関する情報を知る権利、自治を担う仕組みをつくっていくというところでは大前提ということでございます。

それから、(2)に区政運営に参画する権利ということで、これも細かく分けますと提案ですとか、いろんな権利が出てこようかと思います。例えば住民投票ということも参画という中の一つの形態だろうということで、理念条例ということもありますので、総称して参画とさせていただきました。

それからあと責務ということで、先ほどちょっと区民の責務という言い方についても議論がありましたが、確かに今のお話を聞いて役割という言い方のほうがいいかなという感じもいたしますが責務ということで、まず1つは、この条例で行政案でも基本理念というのがありますので、こうした基本理念に基づく地域社会の実現に向けてお互い取り組みましょう、そういう責務があるんですということです。それで、現世だけではなくて将来世代にも配慮していきましょうということをここで入れておきました。

それから(2)は、互いの自由と人格を尊重し合って、参画と協働に当たりみずからの発言と 行動に責任を持つことということで、これが上の(1)(2)に少し対応させたような形で盛り 込んだ次第です。

辻山座長 ありがとうございました。

ほかの専門部会の方から補足があればお聞きしますけれども、よろしいですか。

それでは三者それぞれに状況あるいは意見を発表していただきました。これからは相互に質問なり、自分たちとの違いについて明らかにするなり意見交換していきたいと思います。

どうぞ、斉藤委員。

斉藤委員 議会の方は大変優しいお言葉で役割、ありがとうございます。私たちはこの間会議が始まる前に責務と義務の違いというのはどの辺にあるのかということをお聞きしましたら、責務のほうが軽い、義務のほうが重たいというところで、例えば、要するに濃い住民と薄い住民の違いを今度どこでつけようかというときに、役割にするとすごく甘くなってしまうような感じで責務というところで落ち着いたような感じもあるわけです。やはり先ほど責務というと区民にとってはちょっときついような、行政用語だという言葉もありますが、ある程度やはり条例というのは区民・住民のための条例であるということで、役割より責務とやはりある程度責任を持たせたほうがいいんではないか、これは私の意見ですが、そういうふうに思いました。

辻山座長 なるほど。直ちに反論は求めませんが、ほかに御意見があればどうぞ。今のはどうですか、多分議会でも議論されたと思うんですけれども。はい、どうぞ。

久保委員 実は、10地域にずっと懇談会をやりましたね。そのときに区民の皆さんの意見で非常に印象的だったのは何のためにつくるのか、結局はおれたちにいろんな義務を課するためじゃないか。議員がやるべきことをおれたちに負っかぶせるのかという、非常に印象が強い感じがあちこちで受けたので、そこでこっちは気兼ねしてしまって役割という言葉にしたんですが、言われてみればやっぱり区民のための自治基本法ですから、言葉がきつくても必要なことはきちっと言わなければいけないのかと斉藤委員のお話では思いました。きれいごとで役割と薄めちゃっていいのかという気もします。ただ、そういう事情でみんな役割にしようということで。

辻山座長 はい、どうぞ。

山田委員 言葉の使い方ですから、厳密にするところは厳密にしなければだめだと思うんです。 それで私たちはこの条例については、要するに理念的な内容にしていって、必要なところは関連 条例できちんと受けとめていくというつくり考えのほうが、条例の性格上妥当なのではないかと いう、そもそもそういうところからスタートしているんですね。

それからもう一つ、これは区民に対する説明会の中でもいろいろお話があったんですけれども、自治基本条例というのはそもそも何ぞやという話がある人から提起されました。憲法は要するに国の権力を規制するというところが中心ではないか。自治基本条例もそうあるべきだという話がある人から提示されたんです。私もそこだけということではありませんけれども、基本的にはそうだと思っております。要するに主権者として自分たちが区長や議会に物事を委託するわけですけれども、その委託をした区長や議会が自分たちの委託するもの以外のことで横暴に走ることがないように、そういう要素がこの自治基本条例の中には極めて大きいのではないか。それが憲法とそこが共通していると思っています。そういう立場からすると、役割の話になりますけれども、区民に対していると思っています。そういう立場からすると、役割の話になりますけれども、区民に対しているんな責務を課するというのは必要最低限に努めるべきだと思っているんです。言葉の使い方も、さっき副座長から話があったように、より柔らかい形でやっていこうということで我々は使っている。

辻山座長 はい、どうぞ。

斉藤委員 責務という話は私個人の意見なので、これから今度の運営委員会で責務になるのか、 役割になるのか、義務になるのか、日曜日になってみないとわからないということはありますの で。ただ個人としては責務というほうが何か重みがあって、しっかりとしたことが今後言えてい くのではないかという感じがしたわけで、私はそういう思いでいたわけで日曜日に決まります。

辻山座長 そうですね。どうぞ、高野委員。

高野委員 補足ですけれども、自分たちのところは義務には触れないということで最初から決めつけたと。だから、いわゆる責務というのはルールを守ろうというところはやっぱり責務ではないかと。それで先ほどお読みしたような形で、日本人も外国の方もいらっしゃる方みんなそのルールを守ろうよというところが責務ではないかと。役割はやっぱり、自分たちがやるべきことは本当にコミュニティの形成には絶対参加していかなければいけない、それは責務ではなく役割だというところにちょっと落している部分があるんですけれども、その意味からいくと結局自主的にやっていかないと、言われて出ていくのでは何の意味もないというところをみんなが少しずつ感じてきたというところがあります。

それと、先ほど山田委員から出た形で、少しずついろんな理念的な話もあるんですけれども、でも理念だけだとちょっとぼやける部分があるので、少し決まりごとはきちっと出しおいて、あとそれに対してそこまで書くのかという部分まで話し合いがあるんですけれども、その部分に関しては条例という形で逃げる方法もあるという形で、今牛山アドバイザーのほうからいただいていますので、その辺のところは今みんなそういう頭に入っていると。

それと、前回のときにいろんなこの決まりごとに対しての条例がいっぱいあるんですというお話が議会のほうからあったんですけれども、それ私たちよく知らないんですね。どこを見ればいいのか、ホームページに出ているのか。基本条例にかかわるような条例は何なんですかというところを逆に教えてもらいたいと思っています。

辻山座長 そうですね。どうぞ。

野尻委員 区民といたしましては、権利を持つということは当然責務・義務を伴うものだと思っております。先ほど御紹介いたしました私が所属している班では、権利と責務ということで考えていきましょう。権利を言いながら責務を入れてしまいましょうということで始まりましたけれども、やはり文言に気を使う余りなかなか責務のほうは後回しになりまして、全部網羅できなかったんですね。そこで専門部会案の区民の責務の(2)、互いの自由と人格を尊重し合い、このような責務も私は先ほど区民のほうの基本理念の中に新宿区は人権を尊重しとか申し上げましたけれども、これは区政に対しての理念でございまして、自分たちが何をしなければいけないかということになりますと、やはり互いの自由と人格を尊重し合うという責務を帯びているんだと思います。これは特に、これから区民検討会議の中では私もどんどん発信していきたいと思っていることでございます。尊重し合うということは、役割ではないと思うんですね。やはり世の中をよくしようと思えば役割で押さえるよりも責務とか義務を伴ったほうが、区民にとってはぼやけないといいますか、わかりやすいんですね。ですから、ぜひ責務とか義務で押さえていただければありがたいです。

辻山座長 なるほど。はい、小松委員。

小松委員 私は義務というのは、もう法律で定められているものがあるんですけれども、役割というのは、私のイメージとしてはみずから進んで請け負っていくという意味で、責務というとやはりほかの何かによってある程度のものを努めなければいけないというイメージがあるんですね。自治というのは、今度は私たちが進んでその役割を担っていこう、新しい時代、私はそういうイメージを役割という言葉に持っているんですね。ですから、みずから進むという思いを強める意味で役割と私は受けとめているんですけれども。

辻山座長 はい、どうぞ。

喜冶委員 私の意見ということではなくて、区民の皆さんと話していたときにこんなことを言っていた人がいて、なるほどと思ったことをちょっと紹介したいんですけれども、住んでいる人たちを守るために在勤者や通学者たちに義務を課さないといけないのではないか。住民を守るために住民より広い概念の外側にいる区民の人たちに、新宿区内で学び、働いている以上、こういうことはきちんと守ってくださいと、そういうことをやっぱり言っていかないといけないんではないかと。例えばといって、ある人がこんなことを言ってなるほどと思ったんですけれども、西新宿に勤めている都庁の職員たちは新宿区民という意識があるだろうかと。区で定めたことを守ろうと、区民という意識が本当にあるだろうか、ないんじゃなかろうか。だけど勤めている以上、在勤者である以上区民なんだから、新宿区の自治基本条例を守らなければいけない責務を負っていることをきちんと書いて、それを知ってもらうということに意味があるのではないだろうかと言った人がいまして、なるほどと思いましたのでちょっと紹介いたします。

辻山座長 その都庁の職員、迷惑しているでしょうね。 どうぞ、小松委員。

小松委員 私たち小委員の6名は、31万区民が80万の人とか正確ではありませんが350万ですか、そういう人たちをどのように来ていただいて、このまちを形づくっていただくかという、そのぐらいの気概を持つ区民になりましょうというところからスタートしているんですね。ですから、そういう人たちが来てくれなければこのまちも成り立たないようなシステムになっていますよね。別にその人たちに何かおもねるわけじゃありませんけれども、31万区民によってそういう人たちをいろいろと義務を課すのではなく、お迎えをしながら、そのぐらい懐を深めながら、私たちの気位といいましょうか、そういうところに立ってこのまちをつくっていきましょうというところから始まった。ちょっと都庁の来ている人たちに対しても一大事なことが、例えば災害が起こったときにはいや応なくお力をいただかないと、あそこの地域だけに住んでいる人ではどうにもできないということも、裏表ある新宿のまちだなということは十分認識しているんですね。

辻山座長 どうぞ。

山田委員 先ほど高野さんから、要するに関連条例といっているけれどもよくわからないという

話がありました。それは、要するに条例に何を盛り込むかによって決まってくるわけで、関連条例というのが最初からあるわけではないと思うんですよ。例えば多治見はそういう点では理念的な条例で、関連条例で受けとめているということでは象徴的な基本条例だといわれているんですけれども、例えば多治見の基本条例を受けて関連する条例というのは、今ちょっと見ましたけれども公益通報があります、それから情報公開、市民参加、財政原則、コンプライアンス、行政手続、それ以外に議会基本条例だとか住民投票条例だとか、いろいろ出てくる。したがって、要するにこういうことを全部盛り込むとすれば、それは全部関連条例になるし、盛り込まないとすれば何も関連条例にはならない。基本的には、基本条例に何を盛り込むかによって関連条例というのは違ってくるということです。

辻山座長 そんな厳密な話ではなかったんでしょう。

高野委員 この一つのものができたときに必ずそれに関連するものができるということは理解しているんですけれども、現状できている条例が何か当てはまるものがあるんでしょうかというお尋ねをしただけなので、別にこれをつくった後に関連条例を考えたり、これに伴ったかかわる条例を変えていかなきゃいけないとかいう部分があるから、その辺のところで考えていくと、現状あるのがどういう形であるのかということがわからないということが出たので、基本的な話は理解していますから、だからそんな深く言われるとちょっとたじろぐ感じになりますので、今もっと軽い意味で言っていますから御理解いただきたいと思います。

辻山座長 どうぞ。

山田委員 発言の内容がよくわからないで大変失礼しました。

基本条例をつくった後、それに関連する条例いろいろ現実には出てくると思いますけれども、それについては要するに基本条例に合わせて修正する必要があるのは修正をしなければだめだと思います。要するに基本条例は最高法規ですから、それに合わせて現在ある関連条例について修正する必要があったら修正をする必要があると。

辻山座長 それは了解ですね。

どうぞ、斉藤委員。

斉藤委員 小松委員のお話を聞きまして、何かあったときに都庁の職員の方にいろいろ助けをもらわなくちゃいけないという話がありますけれども、それは都庁の職員の専門、例えば防災関係のことであれば、その人たちは義務でもちろんやってもらうわけですから、助けをかりるとかかりないとかいう話は別としまして、やはり都庁の職員は仕事ですから義務ですから。その辺をちょっとひっかかったものですから。

辻山座長 はい、どうぞ小松委員。

小松委員 都庁の職員ということは余り私は意識していなくて、本当に新宿の31万という人口がどれくらいなんだろうということを、新宿に住んでいる人はなかなか実感としてわかりづらい、そういうまちに住んでいると思いますね。私のふるさとへ帰ると31万にちょっと近いようなまちですけれども、本当に少ないです。ですから、本当の住んでいる人だけで、夜も昼も住んでいない人がたくさん来ているまちですから、そういう歴史を大分続けてきていますよね。ですから、本当に一大事になったときには、その人たちの避難路なんかもこちらは考えてあげないといけないんでしょうけれども、反対に言うといざというときそこにいる人々でこのまちを守るということをやってもらわないといけないという意味で、別に私は都庁の職員とか伊勢丹の職員とか余り関係ないです。

辻山座長 どうぞ、喜冶委員。

喜冶委員 多分きょうこの後基本的な基本理念を定めるような条例にするのか、もっと意味のあるものにするのかという、そこで議論されることかなと思うんですが、これは私個人の意見ですけれども、私は小松委員とは全く逆の立場でして、太っ腹な区民を見せつけるんだというのにはすごく抵抗があります。それよりも今住んでいる私たちが守られるようなものがつくられなけれ

ば意味がないだろうといつも思って、こちらの中でも発言をしています。

さっきのお話でも、どちらかというと、ちょっとわからないんですけれど。私は高田馬場にいるものですから、私のイメージは早稲田大学に集まってくるたくさんの学生たちがきちんとルールを守って、新宿でルールを守って全国へ散っていくぐらいの、しつけてやるぐらいの気分できちんとやったほうがいいだろうと思っているんですね。住んで、ずっとここでやっている人たちが守られるように行政がやらなければいけないだろうし、この条例ではめなければいけないと思っていますので、具体的な意味のある条例にしたいと思っている一人ではあります。ちょっと反論めいてすみません。

小松委員 全く同じ気持ちですよ。人間と人間の、やっぱりこのまちで暮らす人々のルールづくりという意味において、私は喜冶委員と同じ立場です。別に太っ腹とか気位が高いという意味じゃなくて、これだけいながらにして世界各国の、あるいは首都圏全体の人々と触れ合う新宿の私たちがつくる自治基本条例はどういうものになるんだろうという視点であって、本当に人間が住みやすくお互いに尊敬し合うためのルールづくりという意味でつくるというのは、ですから新宿のルールの中で過ごした触れた学生さんがいろんな世界じゅうに行っても、それがよく影響するというふうになってもらいたいと。全く喜冶委員と同じ思いです。

辻山座長 はい、どうぞ久保委員。

久保委員 結構役割と責務でこの話がずっと出たんです。 4 人ぐらいの区民委員の皆さんのお話を聞いて、これから言うことは僕は多分後で、あしたか、あさってか今晩か袋だたきになるかもしれないんだけれども、この 5 人の自治の委員は純粋なんですけれども、僕はずるいんですよ。区民の皆さんからその意見が出てもらいたいなと。そういう区民こそが本当に条例としては正しいんじゃないですかと区民の皆さんから出していただきたいというずるい考えを持ったことは事実ですから、皆さんからそういう意見がみんな出たなら今度委員会で僕は豹変しちゃって、責務にしようよというかもしれません。

辻山座長 どうぞ、あざみ委員。

あざみ委員 久保委員に倣うわけじゃないですけれども、だから役割にしたということについては最初に根本委員がおっしゃったように、議会側が区民の責務・義務を決めるに当たって、義務とか責務とか最初から言ってしまっていいのかというところが正直あって役割という程度にと、私はその程度でしか思っていなくて、山田委員のようなはっきりしたばしっとした主張ではないんですけれども、だから三者で決めるということは突き合わせるということですから、私たちは役割にどうしてもこだわるということではありませんので、そこはもちろん区民の方みずからがそう言うんであれば、そういう方向ももちろん検討する必要があるのではないかと思いますけれども。

辻山座長 どうぞ高野委員。

高野委員 さっき喜冶委員から言われたあの意見は一部です。私はどちらかというと、こんなに多様性のある新宿区が何で自分たちの権利ばかり欲しがっていて、よそから来た人たちをお前ら血が濃くないから向こうへ行けといって自分たちでやっていたら、いつまでたっても新宿区は石がふえないと思うんですね。新宿区はそういう違ったパワーがあるんです。だけど銀座で売れなくても新宿へ持ってくると即完してしまうというのが新宿ですから、そういう商売にても新宿って何でもありなんです。だから、そういう多様性をどうやってつくっていくかというもも必要だと思うし、それとただ外敵に対してどうやってカバーしようかというのを反省しないる自分が区政に対して何か余り関心がなかった部分があったり、いろんなそういうのを反省しないことをりいうのをしずつこれから区民自体がいろんな形できまいと思うんですね。だから、それが自分たちでやらなきゃいけない、責務とかいう言葉として、そういうことをやっていかなきゃいけないということがわかってくると、これからとのたがあって本当にパワフルなまちですから、外国からどん人が来ると思うんだけれども、でもそのにいろんな施策をいっぱいやってきて皆さんも検討されていると思うんだけで何でもありためにいろんな施策をいっぱいやってきて皆さんも検討されていると思うんだけで何でもという発言はちょっと気になるんですけれども、でもそのくらい来街者だって区民として扱えば、

さっきの話じゃないですけれども、うちを通るときはこれやってねと。例えば外国だって区民じゃないのに、その人が例えばたばこを吸えばすぐ警察へ連れていって留置所へ入れるじゃないですか。あのぐらいのパワーがあったっていいと思うんです、強烈な話ですけど。そういうような何かがあって新宿はそういうところだからちょっと行ってみたいな、暮らしてみたいなというがまごくある。ただ、そこの中でなぜ区民がまず自分たちの権利ということなんですよ。ちょっと話が長くて悪いんですが、いつでも平等でないという意識があるということなんですよ。そうすと、先ほどの専門部会のほうにあってもお互いの自由と人格を尊重し合いというのは、議会、行政、区民がどこまで平等なのか。あるいは参画と協働って、参加と協働じゃまずいのかという部分だってあると思うんですよ。だから、その辺の部分を含めていくとちょっと区民サイドにおいてはどんな形にあっても必ず平等とか対等とか、平等じゃだめだから対等とかいう言葉が結構いるんな中に出てくる部分があるので、これをぬぐうのはかなりパワフルな形でやらないとなかが対等・平等という言葉がすぐ出てこないようにするにはどうしたらいいんだろうかというのが私の勝手な思い込みですけれども、区民サイドの何かポイントかなと感じました。

辻山座長 なるほど。どうぞ、井上委員。

井上委員 行政に2点お聞きしたいことがあります。

区民の責務の(2)ですけれども、これはどうお読みしたらよろしいのでしょうか。並列して尊重し合うこと、当たること、責任を持つこととすればよろしいのでしょうか。それとも尊重し合いながら参画と協働に当たるときは発言と行動に責任を持つことと読めばよろしいのでしょうか。

それから、今のことに関連してですけれども、区民の責務としてみずからの発言と行動に責任を持つこというのは、私の印象では当たり前のことのようで実は難しくてとても重いなと感じたんですけれども、これはどういうイメージを実際にはお持ちなのでしょか。例えば区政においてはみずからの発言と行動に責任を持つことと考えていらっしゃるのか、それともふだんの生活においても発言と行動に責任を持ちなさいと考えていらっしゃるのでしょうか、よろしくお願いします。

辻山座長 はい、どうぞ。

藤牧委員 またほかの委員から補足とか違った見解があるかもしれませんけれども、その前提で お答えさせていただきます。

互いの自由と人格を尊重し合いというのと参画と協働に当たりというのは、並列というとらえ方をしています。いずれも区政という範囲の中でと考えています。とらえ方として冒頭申し上げましたように、基本理念に基づく地域社会をつくるための仕組みをつくるんだと、これがこの条例であって、そこに関与する方々をみんな区民という言い方をしているということで、その区民が対行政だったり区民相互であったりといった場合に、自由と人格を尊重し合いましょうということ。これはあくまでも区政という範囲で、区政に参画・協働にする場合には、みずからの発言と行動に責任を持ちましょうという使い方ととらえてはいるんですが、他の委員の方でもし補足があれば。

辻山座長 はい、どうぞ。

加賀美委員 「互いの自由と人格を尊重し合い」というところで一つ切れるんです。その次、「参画と協働に当たりみずからの発言と行動に責任を持つということ」。この2つのものは並列的な意味合いです。補足的に説明させていただきました。

辻山座長 なるほど。頭の中では、とりあえず「当たり」の点を取っておく。 2 つの文章でできているということですね。

藤牧委員 ほかの自治基本条例のようなところを参考にさせていただくと、当たるというのを漢字で当てはめている。そうです。

辻山座長 どうぞ喜冶委員。

喜冶委員 質問ですが、議会案が区民の権利を4つ挙げておられて、専門部会が2つで、 とが多分(1)と(2)と大体同じかなと思うんです。そうしたときに、議会の方々の中であえて を入れようと。別に専門部会の案を見て検討されたわけでないのはわかっているんですけれ ども、 プラス みたいなことを考えたときに何か経緯みたいなものがあるようであれば教えていただければと思います。区民の権利のところですが。

根本委員 専門部会の案はそれこそきょう初めて見たに近いんですよ。だから全く関係なく我々のほうの議論は多分1年ぐらい前に1回議論して、ほんの1カ月前か、ここ何日かの中で2巡目に入ったということなんですね。だから、それで最初からこの4つを挙げていたんですよ。例えば、1回目のときは政策を定める権利だった、だけど定める権利といったら議会はどうなってしまうのかとかいう議論になって、ちょうどきのうの特別委員会でもそんな議論になったんだけれども、提言する権利にしようということで、この4つは基本的に区民の権利として重要な問題ではないかということで入れただけなんです。だから、逆に我々のがぽんと出てたけれども専門部会はこれを無視して2つにしたんだと思うんですけれども、どうなんですか。

藤牧委員 いや、いや、無視してということではないんですが、多分政策を提案するとかいったようなことだとか、例えば今後出てくるであろう住民投票とか、そういうのを一つ理念的に一言であらわすとしたら、やはり参画という言い方なんだろうというところに議論を集約したんですね。権利をいろいろ項目ごとに入れ出そうとすると相当数がふえていって、より具体的にという感じになるので、少し理念的にまとめるとしたらやはり参画だろうということでございます。そういうことで、議会のほうを全く無視したということでは決してなくて、その辺の御議論も参考にさせていただきながらこういう形にしたということでございます。

辻山座長 どうぞ。

久保委員 変なことを言うようですけれども、区政運営に参画する権利ということの2字には非常に私はこだわりがありまして、運営という言葉はぜひ削ってもらいたい。区民が参画する権利は運営だけじゃないんですよということを考えていただきたいと思って、あえて申し上げました。区政というのは運営だけじゃないです、いろんな意味合いを持ってます。それに区民は基本的に参画するんであって、運営にだけ参画するとしかとれない、そうじゃないですか。

辻山座長 根本委員。

根本委員 関連する話になるんですけれども、さっきの喜冶委員と小松委員の議論にもかかわる と思っているんですけれども、私たちが出している議会案というのは、項目別に見るとこういう ことになるんですけれども、柱にあるのは主権者である区民がいます。その人たちが100人いたら どうなるかというと、やっぱり自分で火をつけて自給自足というわけにもいかなくなるから共同 体になりますね。そうすると全体でそれを運営する議会が必要になってきます。その中から長を つくりますねということで市民主権であるということと、議会を設置する、議長、区長を置くと いうつくり方なんですね。だから、ここのところも区民の権利ということでいうと政策を定める 権利とぽんと出したんですけれども、誤解を受けるというので政策を提言する権利なんですけれ ども、主権者として区政に政策を提言する権利を一番前に持ってきているんです。考え方はずっ とそういう考え方になっているんです。それを一つ御理解いただきたいということなんです。そ うすると、100人か1,000人かの村で、みんなで区長を置いて議会を置いた、そうすると突然区民 の義務ということではないんじゃないだろうか。言葉としては義務とか責務という言葉じゃない じゃないだろうか。さっきうまいぐあいに高野委員が守るべきルールといった、そういう言葉な んだろうと思う。区長や議会を設置するけれども、我々も協働で守るべきルールがありますねと いう言葉が、今考えればいい言葉だというんだけれども、だから責務じゃなくて役割という言葉 にしたと考えていただきたいんです。

そこで、もし1,000人の人たちのところに向こうの部族が押しかけてきましたと。我々がそこで闘うかという話じゃないことなんですね。そういうことは考えていない。それじゃ、うちのところは豊かだから隣の集落から何人か働きに来た。この人たちは、お前ら部外者なのか、それとも一緒に仲よく頑張ろうと考えるのか、来た以上おれたちのところできちんと守れよということでいうのかというと、私は小松委員が言ったみたいにやっぱり31万新宿区民は80万の方々と、それから350万、来街者だからこれは出たり入ったりもあるけれども、そういう人たちと協働でこのま

ちをつくっていくんですよという積極的な姿勢でこの基本的な条例を、あるいは新宿というのはそういう自治体なんだということを1点はずっとそういうのを持ち続けて議論しているということなんですよ。だから、私はここで役割と責務でもうちょっと丁々発止やってもらえるのかと思ったんだけれども、いや、区民の皆さんが責務というんだったらいいんですよという話にはならないということで、久保委員とはこの後やらなくちゃいけないと思っている。共通のルールだとか、守るべきルールだとかは大変いい言葉だよね。

辻山座長 どうぞ。

久保委員 結論つけたいと僕は思うんですけれども、はっきり言って権利に対抗する反対語は義務なんです。しかし義務というのはきついということで責務なんです。権利と役割というのは対置語ではないんです。だから本当に言語を精密に使うわずかな文章の条例の中で使うなら、僕ははっきり行って権利と責務であろうと思います。だから、後で袋だたきに遭うだろうといったんです。

根本委員 私はこの辺は帰って議論しますけれども、そういう議論じゃない自治基本条例を新宿区でつくっていこうじゃないかというのが前提にあると今思っているんですよ。それは言葉で言えば権利・義務・責務ですよ。我々議会も、議会の設置、議会の役割、議員だけが責務って使ったんだよね。そういう思いを我々は思って議論してきたはずだと思っているから帰って議論しますからね。

辻山座長 どうぞ。

喜冶委員 質問ですけれども、今の根本委員の話はよくわかりました。そして、それを前提に小松委員の前回の発言も考えてみると、なるほど筋が通っているなということはよく理解しました。それでなんですけれども、本当にそれでいいという判断をどこでされているのかというのがちょっと私見えなくて。というのは、新宿区にずっと住まわれていてすぐ引っ越せる状況にもない人たちがいて、ぱっと入ってきて嫌になったらすぐ引っ越せばいいと思っている人たちがいて、その人たちの間、何かいさかいみたいなことがあるのかないのかもまだ私自身はつかまえていないんですね。区民の代表者である議員の皆さんが大した問題ではないということなのか、細かいことはいろいろあるけれども、それを凌駕していく規範をここで立てるんだというのか、その辺がちょっと私にはわからないです。

それから、何かもっと細かく見ていくといろんな対立の事例というか、本当に新宿ってそんな に今平和で、各地区とも平和なのかなと。そこがすごく心配なんですけれども、どんなものなん でしょうか。

辻山座長 あざみ委員。

あざみ委員 細かい話をすればそういう話ももちろん議論はしていますよ。例えば放置自転車を だれが置いていくか、もちろん住民もいるだろうけれども、先ほど言われた在勤・在学の人たち もいるだろうし、そういう問題もあるだろうし、あと建築紛争で先ほど事業者のことがちらっと 出ましたけれども、開発業者が新宿には相当たくさん来ていろんなところで住民とのいさかいが ありますし、いろんなことがあるんですよ。だから、私は小松委員のことを理解していただいた のかと思ったんですけれども、そういうこともひっくるめて新宿には31万住民以外の人たちがた くさん入り込んでいる現実があると。その中でその人たちを排除するとか、その人たちと住民を 差をつけるとかいうことではなくて、いかにうまくやっていくかのためのツールとしての条例が つくれればいいねというのは最初のほうで結構話したことだと私は思っているんですね。ですか ら、決して全部包含しちゃえと、いけいけどんどんだということではない議論をしてきた上での 小松委員や根本委員が言ったようなところだと理解していただきたいと思うんですけれども。私 たちは見ています、いろんないさかいというと変ですけれども、あつれきみたいなこと、それこ そ住民というのを定義で入れ込んだというのは、やっぱり住民の目線を外しちゃいけなんじゃな いかというのは当初から出ていたことですし、ただ、これは定義ですから、条例全体の中に住民 という言葉がそんなに出てこないということだと定義する必要もないんじゃないかということで 1回おさめちゃったんですけれども、それをもう1回出したという点では住民を忘れていない、 目線を忘れていないというところで。

小松委員 関連で。それでここへ戻りますが、用語のところで区民と区民等でなくて住民というのが出てきたのは、それぐらい私たち議会側の論議の中ですごいいろいろな、もう区民というのは新宿区に住んでいる人ではないかと。新宿区に住んでいる人だけが区民じゃないかという意見が出てきたんですね。私は確かにこの新宿で住むというのは大変なことですから、そういう思いでいる人もいっぱいいるわけですから、これが現実の姿ですね。そういうふうに思っている人もいる、そこは譲れないと思っている人もいる、そういう中でのルールづくりということに関してさまざま検討して、住民という一つの用語の定義をして、そしてそれを包含する意味で区民という。この住民とそのほかの区民、区民等の違い、住民の間にある違いほどには区民と区民等の追いはないだろうと。住んでいる人々と住んでいない人々の間は事業所も何もその差は余りにも大きいだろうということで、区民、区民等を取っ払って住民と区民に分けたといういきさつが。だったるうということで、区民、区民等を取っ払って住民と区民に分けたといういきさいがら、すごいこちらのほうもいろいろとさまざまな考え方がいますから。でも、こういうさまざまな考え方の人がいる中でルールをつくっていくわけですから、この中で何とかのめるところという意味で、私たちもすんなりとはいっていません。そういうところで今ルールづくりで提案しています。

辻山座長 樋口委員、どうぞ。

樋口委員 うまく言えるかどうかちょっと自信ないんですけれども、私は区民の中でもNPOネットワーク協議会というところからの推薦という形で出ております。御存じのとおり、新宿には400を超えるNPOがあって、しかもそれは区内での非常に地域性の強いNPOから、前にも申し上げたように都内とか全国で活躍しているNPOの事務所が新宿に多いという非常に特徴的なものです。私は実は住民ではありません。この中で言えば、区民の中の地域で活動する団体及び個人になるんですけれども、そういう立場からちょっと発言ですけれども、非常に議会の議員の方たちの世界市民とか、そういう立場からちょっと発言ですけれども、非常に議会の議員の方たちの世界市民とか、そういう立場の方の議論と、それから区民検討会議では先ほど喜治委員がおっしゃった、それは全部ではありませんと高野委員がおっしゃったような、そういう区民検討会議のところである薄い区民と濃い区民という議論の、ある意味では表面的には非常にギャップを感じております。でも今のお話でよくわかりましたけれども。

そういう中で住民ではない区民のNPO団体というのは、ある意味では薄い区民というものからすると、でも私もしょっちゅうこの新宿に来てNPOの方たちのネットワーク協議会であり、そして今区からの提案も含めてNPOの広場をどうしようかということを話している中で、やいばり自分の中で、住んではいないけれどもやっぱり新宿区の方たちとのつながりを持ってきているし、そこで私のところのNPOなどは中間支援機能のNPOですので、区のなさる講座の委託も受けたりして、そして区民の方たちの活動にともにやっていく側でいるわけです。ですから、そういうものからするとやっぱり、あんまり住民というところだけではない、やっぱり新宿の一つの特徴を生かした自治基本条例というものを考えたときに、やはり住民を守るためにある、ある意味ではそういう人たちに、だからこそ私はそういう人たちに、先ほどの役割と責務の話になりますけれども、やっぱり青務も必要なんだということを押さえたような条例であるべきじゃないかなと思っております。ですので、ちょっと話がごちゃごちゃしているかもしれませんけれども、やっぱりそういう意味で確かに長くそこに本当に居住していらっしゃる住民という人たちを根底にとらえながら、そこに取り巻く地域の活動団体とか事業者とか、そういうものを全部おめた上でのがやっぱり新宿らしい条例と言えるんじゃないかという気がしています。

辻山座長 はい。ずっと聞くだけ聞きましたけれども、どうしましょう。議会のほうはまた別な場所で議論があるのかもしれませんし、区民検討会議のほうは今週何かやられるということで。ただ、押さえておかなきゃいけないことは、やっぱりそれぞれ聞いていてわかりました。つまり精神はわかったんですけれども、僕たちは条例化しなきゃいけないというのがありましてね。例えば、今濃い区民薄い区民とおっしゃって大変おもしろいと思ったんですがコアの区民がいて、まずこれを今回は住民という形で押さえてみようというわけですよね。住民は自分たちで本来そこを自治していたはずなんだけれども、手が及ばなくなったから自治の政府をつくってそこに代表者を選ぶ。つまりこれは主権者としての権利を行使してそこに政府をつくり、税金を払って仕事を信託するわけですよね。何のためにつくっているかといったら、自分たちを守ってほしいからでしょう。そのことを否定するわけにはいかない。問題は、その先に広がっている薄い区民も

含めて同じように守るのかというと、それは無理でしょうというところが出てくるんですよね。

例えば、議会案に行政サービスを享受する権利を有するというのを区民全体の権利だとすれば、新宿区役所は新宿区民に限るという政策は一切できないということになるわけですよね。そこまでの重い十字架を背負わせますか。僕どこかで紹介したと思いますけれども、奥入瀬の近くのまちへ行ったときに住民がみんな等しく幸せに生きられる権利を有するという条例をつくろうとしていて、本当に大丈夫かということを話したことがあります。不幸な人がいたら救済するための条例をつくって、そして救済しなければ基本条例違反ということになりますので、そこはリアルに考えたほうがいいんじゃないかということも話しましたが、きょうの皆さんのお話の中でもそこはちょっと不分明で、どうしてもそこに住んでいて、そして税も払い、そして区政もつくっているという区民、ここを重視すれば新宿という自治体あるいは地域の特殊性がないじゃないかということになり、その特殊性を余りにも強く意識すれば、そもそも区役所とか何のためにあるんだという主権者住民たちが登場してくるということになりますね。

そこで、もう一つ考えておいていただきたいのは、実は山田委員が提起されたことでございま して、自治基本条例というのは区民がこうあるべきだ、こうしようねということを定めるものな のか、自分たちが選んだ政府を形成している権力を暴走させないということに主眼があるのであ って、区民が区政を担うとか、そんなことを決めるものじゃない。これもちろん大政治学者の先 生もそのように言われて、私が市民自治基本条例という言葉を使ったらこっぴどく叱られたこと がございました。そこは実は学会でも対立点になっているところでもありまして、一つは山田委 員の言われるようないわゆる信託論に立った、信託をしたものたちがきちっと報われる社会にし たいという一種の立憲主義といいましょうか、そのような考え方で貫くのか。そうじゃなくて、 ここは我々のコミュニティなんだから、その中にルールをつくり、そしてみんなで守って、そし て次の世代のためにいい地域社会を残していこうというニュアンスで基本条例を打ち立てていく のか。この後議論になるべき基本的なイメージの問題にもかかわってくるんですけれども、ぜひ そこら辺も含めて議会のほうにもきょうの議論を受けてさらに議論を煮詰めていただきたいと思 いますし、区民検討会議はこの次の会議を期待したいと思っておりますが、一方で薄い区民たち にとって、あなたたちはこの基本条例で述べられている区民なんですよ、だから守ってもらわな いことはあるんですよといわれると下世話に言えば相当迷惑だろうなと、そのことをどうやって 乗り越えていくのかという理論構成もやっぱり必要だという気はするんですね。

そういう意味では、先ほど私、大体置いておいて先へ進もうかといった区民・住民というところは実は連動して問題になっているということですので、今が多分山場だと思いますね。これを越えれば、例えば区政運営なのか、区政そのものへ参画していくのかというのもおのずと区分けがついてくるということになるだろうと思いますので、口幅ったいようですけれどもきょう出されたさまざまな御意見は寺尾さん、議事録を文字に起こすことはできるんですか。

事務局 本日の個々の話は起こす予定はないんですけれども、本日お配りした開催概要という形で話された論点については起こしていきたいと思っています。

辻山座長 ぜひそういうものも参照していただきながら、私たちとしても時間がたつと記憶が薄 れるものですから、そういったものを頼りにしながら実は議論して詰めておかなきゃいけないの は何なんだということをもう一度確認をしていただいて、どこで対立しているのかということを やっていただきたいと思います。例えば議会案、区民の役割の1、2、区民は主権者としてのと いうときに、先ほど主権ということを久保委員が言われたように、権力に対する人民の側のもの だというふうに、例えば住民自治とかいうことであれば、ここには一種の信託関係みたいなもの があるのかどうかというようなことも含めて、一つ一つ整理していかないと、これから長くたく さんの文章が出てくると相互に説明がつかないという事態が発生するという気もいたしますので、 そういう意味では言葉に気をつけていただくということと、そもそも私たちはこの新宿という区 域あるいは区役所、議会を中心とした区政、何を問題にしているんだということを含めて基本条 例の基本的なイメージをつくっていく。きょう議論しても多分しようがないだろうと思いつつ、 時間も相当来ておりますのでね。ということをお願いしておきたいのと、きょうの議論でもう一 つ出たのは、法律に決まっているからという御意見が幾つかありました。基本条例を国の憲法ま たは法律の補完的なものとして位置づけるのか、この地域と、この地域で暮らし働く人々全体の いわば憲法として新たに打ち立てるのかということもやっておかないと、盛り込むことの細かさ と粗さに違いが出てくるだろうと思いますので、その辺も一つ詰めておいていただきたいと思い ます。

実は、私は1度憲法及び法律に書かれている権利は全部基本条例に書き込んで、この自治基本

条例を見れば我が自治体の住民の権利と義務は全部わかるというものにしたらどうですかといったら、行政の方から立法コストがかかり過ぎてしようがない、改正のたびに追いついていけなくなるということを言われて断念した覚えがありますけれども、しかし一方ではやはりそういう一覧性というものもどこかで必要ではないかということもありまして、いろいろ気になったことございましたけれども、私がぐだぐだ言うことでこの議論にちょっと今締めようかと思っておりまして、いかがですか、そういうことでまたきょうも何の結論も出ませんでしたけれども、一たんここで締めて、ということは次回どうするかということが大変重要になってまいります。私の直感では住民・区民の権利をやりましたので、その権利に派生してEあたりの具体的な権利の一つである区政への住民参加とか、そういうところをやるのかと思いましたけれども、ただどうでしょう、三者で同じテーブルでやるためには一度あけたほうがいいですか。9月までちょっと時間があるんだけれども、次回区民会議のほうからはあれが出てくるんでしょう。どうぞ。

事務局 区民検討会議の今後の予定としましては、今度の日曜日の運営会で、運営会案を区民の権利と責務についてつくります。8月3日の区民検討会議全体の会で、それに対して区民検討会議の案としてまとめ上げるという予定です。したがって9月までさらに区民検討会議がもう1回開かれますので、次のテーマにある程度着手していくということを予定していますので、もしできましたら区民の権利と責務以降のテーマについても事前に予告していただけると少し区民検討会議のほうは着手できるかと思っております。

辻山座長 なるほど。趣旨はわかりました。きょうの区民の権利、責務あるいは役割ということについて議論された結果が出てくると。それできょうの議論をもう少し深めて整理がつけばいいという気はします。と同時に、その間また会議が開かれるので、そこで取り上げておくのはどこが適切だろうかということですけれども、何か御意見ございますか。 どうぞ。

中澤委員 きょうの役割と責務のところの議論を聞いていて、この後多分執行機関の役割ですとか、議会の役割ですとか、そういったところの項目も当然このような形でそれぞれ持ち寄って出してくるだろうと思うんですね。そのときに、私が一番気になりましたのはそのときの語り口ですね。やっぱり行政としての役割ですとか責務という語り口も出てくるだろうと思うんですね。そのときに、きょう議論されたような区民の役割とか責務の語り口と本当に同じような切り口での述べ方ができるのかどうか。そこら辺のところが将来的にはもう一度すり合わせをしなければいけなくなってくるんじゃないかと思うんですね。ですから、その意味では役割として語るのか、責務として語るのかというのは、要はこの三者の役割の部分をやっぱり出し合わないと最後はかみ合わない話になってくるんじゃないかと思うんですね。ですから、そうなりますと今回区民の権利・責務というところを一定のところまで出し合いましたけれども、私としては、できれば今度はそれをそれぞれ回して、三者の役割のところを一度やっぱり三つどもえの形にまで出し合わないと、その先なかなか行くのは難しいんじゃないかときょうの議論を聞いて感じた次第なんですけれども、いかがでしょうか。

辻山座長 なるほど。三者というのも難しいと思いますよね。つまり、行政の責務とか議会の役割というのは住民の権利のちょうど裏側の関係になりますね。そっちが確定していなければ議論しにくい、まさにそのとおりなので、それを三者それぞれの書き方をどんと出してみるとかえって混乱するかもしれない気もしますね。私の直感で言うと、住民の権利を今やりましたので、それに対応する行政の役割、議会の役割というのは、ちょっとそっちのほうが固まるまで置いておくと。つまり住民の権利が固まったらそれに対応するような形で議会の役割をどう書くか、行政の役割をどう書くかという組み立てのほうが楽は楽。そのためには住民の権利の一端としての参加というところへ、例えば協働とか参画とか、そっちのほうへいったほうがやりよくないかなという気はしているんですけれども、どうですかね。はい。

高野委員 区民サイドに関しても、やはり今住民、区民ということの権利とかいうこともありますが、いろんな意味で今自分たちがやれること、やりたいこと、それからやらなきゃいけないことを明確にするためには、今座長御提案のとおりにいわゆる住民自治というか、そちらのほう項目に移行させていただいたほうが、ある意味でかちっとはいきませんけれども、かなりのものが

討議しやすいんではないかと。また今、はっきり言いまして行政と議会のほうに入りますと最低2回は全体会で討議しないと、そうすると4回やってそれからということになると間があきますので、だからその部分はちょっと手続論的には申しわけないんですけれども、一応そういう形で座長の御提案の形のほうがいいんではないかと推察できます。

辻山座長 はい。中澤委員の御心配ごもっともなんで、ただ、こういうふうに考えているんですね。行政の役割というのは住民たちが行政はこういう役割でやってくださいと決めるものだと、それが市民主権と考えているものですから、そっちを先に決めて、つまり住民たちが行政と議会にこのことをお願いしますねという確定が先じゃないかという組み立て上の問題もあってどうだろうかということです。それと同時に、行政の役割、議会の役割それぞれまた出してきて、それに区民検討会議が対応していくのは結構スケジュール的にはしんどいものがあるだろうなということも考慮してのことですけれども。

中澤委員 区民の権利と責務の中身をもう一度戻って議論をしていただけるということであれば、その流れでも構わないと思うんですね。といいますのは、私として非常に気になったのは権利の部分といったところで、その後受けようがないような表現で残ってしまったものがあるとすると、それはちょっとなかなか厳しくなるだろうと思うんですね。だから、そういった意味で最終的にそこがしっかりとかみ合うような形で今回の条例はつくらせていただきたいと思っておりますので、そういった意味で本当に三者の役割のところがしっかりとかみ合う形を最後確認をさかのぼってしていただくということであれば、その作業の流れで構わないと思います。

辻山座長 恐らくまだスケジュールは確認していませんけれども、次回9月3日ぐらいに設定されていると思いますが、そこでは半分はきょうの議論をまず確定できるものは確定していくという。区民検討会議のほうからも上がってまいりますので確定していく。時間があればその先の参加の問題なりに入ろうかということですので、今おっしゃったように、もちろん文言上はもうちょっと先になりますけれども、ぜひそういう意味では、そういう書き方であれば行政としては対応できないんだというようなことも言っていただいて、当然それは出てまいりますよ。言っていただいて、ぜひともそこはあいまいにしないでいこうということにいたしましょう。

あとはよろしいですか。議会のほうはそれでいいですか。

根本委員 議論しやすいような憶測もあって我々は一巡していますから。

辻山座長 はい。

高野委員 ありがとうございます。それで一応、今中澤委員からお話があったように区民検討会議のほうもある意味で完璧なものででき上がるという約束もできないけれども、逆にそれをきちっとすることによりやっぱりフレキシブルにしておいて、いろんな考え方を盛り込みながら最終的にこれはこうだねということを最初からずっとやってきていますので、急にここで決まっていて1回全部やってから最後もう1回見直して、議会じゃないですけれども2回目、3回目という形でいけるかどうかわかりませんが、一応そういう形でやるということはみんなの同意、合意がされていますので、そういう形でやるということができますから、だから今決めつけたらとかいう御発言ではないようにしてくださいということだけですね。

辻山座長 いいですか。

では、そういうことできょうは終わりにしたいと思いますが、事務局のほうから何か連絡事項 ありますか。

事務局 それでは、次回の開催日だけ御確認させていただきます。次回の開催は9月3日木曜日、午後7時から。場所は本日と同じ第2委員会室で開催したいということでお願いいたします。前回の開催通知、皆様に今後の予定についても配付させていただいておりますので、その後の日程につきましてはそちらを御確認いただきたいと思います。

辻山座長 ありがとうございました。 はい、どうぞ。 藤牧委員 区のお知らせの8月5日号に、区民の皆さんに関心を持っていただこうということで 広報紙の紙面を今後10月とか11月、12月、1月ととってございます。現時点、今後の取り組みは こんなふうですよ、区民検討会議、議会、それから行政のほうでこんなような枠組で。これは以前に出したようなものと同じで、今回新しいところは、こんな流れになっていて、今ここの段階ですというようなことで、また逐次区報でお知らせしますというものを8月5日号にこんなような感じで掲載していく予定でございますので、よろしくお願いします。そういう日程的な日付は全然入っていなくて、こんな順番ですよと。

根本委員 区議会だよりというのはもうでき上がっていまして、7月25日に折り込みで入りますけれども、区議会だよりは年に何回かしか出ないんですけれども、毎回必ずシリーズ自治基本条例について、6月25日のこの前のここの会合も含めて5面に載っていますので、7月25日号でございますから向こうより早いですからひとつ読んでみてください。

辻山座長 いいですか。それでは終わりにいたしましょう。どうもお疲れさまでした。

散会 午後 9時06分